

令和 年 月 日

上越市立城西中学校長 様

年 組 番
(生徒手帳番号)

生徒氏名 (歳)

保護者氏名

署名または記名押印

学割証発行願

下記のように旅行しますので、JRの「学校学生生徒旅客運賃割引証」の発行をお願いいたします。

記

1 旅行期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 (日間)

2 乗車区間 駅 ~ 駅 経由

3 学割証の必要数 枚

*往復切符を購入する場合は1枚、片道ずつ切符を購入する場合は2枚必要となります。

- 4 旅行目的 (あてはまるものに○)
- ① 休暇・所用による帰省
 - ② 実験実習などの正課の教育活動
 - ③ 学校が認めた特別教育活動または体育・文化に関する正課外の教育活動
 - ④ 就職または進学のための受験等
 - ⑤ 学校が修学上適当と認めた見学または行事への参加
 - ⑥ 傷病の治療その他修学上支障となる問題の処理
 - ⑦ 保護者の旅行への随行

5 同伴者

- * 上記太線枠内に必要事項を記入の上、学級担任の確認を受けて事務室に提出してください。
- * 100キロメートル以上の利用について2割が割引されます。
- * 学割裏面の使用上の注意をよく読んでご利用ください。
- * 学生割引証を利用して旅行する場合は、お子さんに必ず生徒手帳の携帯をお願いします。

(学校使用欄)

学割証発行簿

事務長	係	学級担任	発行年月日	発行番号	No,	契印
			令和 年 月 日		No,	契印

保護者のみなさまへ

日数に余裕をもって、交付願をご提出くださいますよう、ご協力をお願いします。

学校学生生徒旅客運賃割引証(学割証)について

城西中学校

1 使用目的の範囲

学割証は、修学上の経済的負担を軽減し、学校教育の振興に寄与することを目的として実施されている制度です。そのため学割証の発行は、原則として次の目的をもって旅行をする必要があると認められる場合に限られます。

- ① 休暇・所用による帰省
- ② 実験実習並びに通信による教育を行う学校の面接授業及び試験などの正課の教育活動
- ③ 学校が認めた特別教育活動又は体育・文化に関する正課外の教育活動
- ④ 就職又は進学のための受験等
- ⑤ 学校が修学上適当と認めた見学又は行事への参加
- ⑥ 傷病の治療その他修学上支障となる問題の処理
- ⑦ 保護者の旅行への随行

2 割引の内容

- ① JRで利用区間(鉄道線と航路)の片道の営業キロが100キロメートルを超える場合に、運賃が2割引になります。
- ② 長距離フェリーの中には、学割が利用できる場所もあります。

3 有効期限

学割証は、発行の日から3か月間有効です。ただし、3年生は年度末の有効期限が3月31日までとなります。

※3. 4日など期間が長い場合往復切符ではなく、片道によるものになる場合があります。

学割証発行までの流れ

- ① 学割証が必要になった生徒は、事務室へ学割証の発行を願い出てください。
- ② 事務室では、「学生割引証交付願」を生徒に持たせますので、保護者が必要事項を記入の上、学級担任経由で事務室に提出してください。
- ③ 事務室では、「学校学生生徒旅客運賃割引証」を作成し生徒に発行します。
- ④ 急用の場合、保護者が直接事務室においでいただいても、発行できます。